

## 第2回船橋市緑の基本計画改定委員会会議録

日 時 令和7年12月24日（水） 9：29～11：07

場 所 船橋市役所 9階 第1会議室

出席委員	木 下 剛 千葉大学大学院園芸学研究院 教授
	鈴木 弘行 樹木医
	花 村 義久 NPO法人シビルまちづくりステーション 会長
	岩崎 まゆみ グリーンアドバイザー フラワーコーディネーター
	湯浅 健治 市川市農業協同組合 船橋地区青年部
	高宮 幸子 船橋商工会議所 女性会 副会長
	須賀 博史 公益財団法人船橋市公園協会 公園管理センター 所長
	田中 裕治 船橋市自治会連合協議会（北部地区）常任理事
	加瀬 武正 船橋市自治会連合協議会（東部地区）副会長
	長濱 義夫 船橋市自治会連合協議会（中部地区）副会長
	文川 和雄 船橋市自治会連合協議会（西部地区）副会長
	堀江 義一 船橋市自治会連合協議会（南部地区）副会長
	高橋 孝次 建設局 都市整備部長
	大島 祐一 環境部 環境政策課長
	松丸 奈美枝 市民生活部 市民協働課長
	津田 直哉 経済部 農水産課長

事務局	建 設 局 平塚局長
	公 園 緑 地 課 芝原課長、関谷課長補佐、本間係長、三橋副主査、伊藤主任主事、亀井主事

次 第 1. 開会  
2. 議事  
    (1) 前回委員会でのご意見について  
    (2) 計画の基本施策と個別施策について  
3. 事務連絡  
    次回の委員会開催  
4. 閉会

傍聴者 4名

会議の公開・非公開の区分 公開

9時29分開会

○事務局（公園緑地課 関谷課長補佐）

皆さん、おはようございます。年末のお忙しい中ご出席いただき、誠にありがとうございます。定刻より少し早いですが、始めさせていただきたいと思います。

ただいまより、第2回船橋市緑の基本計画改定委員会を開催いたします。

司会を務めさせていただきます公園緑地課課長補佐の関谷と申します。よろしくお願ひいたします。

本日の委員会は1時間30分程度を予定しております。以後は着座にて進行させていただきます。

続きまして、資料の確認をさせていただきます。上から順番に、「会議次第」、次に「委員一覧」、次に「席次表」、次にスライド資料、次にA3判横の「計画の基本施策及び個別施策について」、次にA3判縦の「個別施策新旧対照表」、以上でございます。資料が不足している方はいらっしゃいますでしょうか。

また、マイクの使用についてご説明いたします。皆様のお手元にあります機械が個別のマイクとなっております。ご発言いただく前に、右下のボタンを押していただきますと赤いランプが点灯しますので、お話をお願ひいたします。ご発言が終わりましたら、もう一度ボタンを押してマイクを切っていただきたいと思います。

今回の委員会においては、16名の委員にご出席いただいておりますことから、船橋市緑の基本計画改定委員会設置要綱第5条第2項に規定されております開催の要件を満たしていることをご報告いたします。

最後に、会議の公開・傍聴についてご説明させていただきます。本会議につきましては、不開示情報が含まれておりませんので、船橋市情報公開条例第26条の規定により公開となります。また、船橋市附属機関等の会議の公開実施要綱の規定により、発言者の氏名を記した会議録を公開することとなります。

傍聴につきましては、傍聴者定員を5名として市のホームページに掲載させていただきましたことをご報告させていただきます。本日、4名傍聴者がいらっしゃいます。事務局からは以上となります。

それでは、船橋市緑の基本計画改定委員会設置要綱第5条第1項の規定に基づき、議事の進行は木下会長にお願いいたします。それでは、よろしくお願ひいたします。

○木下会長

皆さん、おはようございます。朝早くからお越しいただきました、ありがとうございます。

今日は、個別施策、基本施策と大事な審議をよろしくお願ひいたします。今日、すごい会場ですけれども、緊張せずに、気持ちを大きくご発言、ご意見いただければと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、議事に入ります前に、傍聴者の方々に入場していただきます。

(傍聴者入室)

○木下会長

傍聴者の方に申し上げます。傍聴者の方は、受付の際にお渡しました船橋市緑の基本計

画改定委員会傍聴要領の内容に従って傍聴されるようにお願いいたします。

それでは、議事に入ります。今回は、計画の基本施策及び個別施策というテーマです。前回の改定委員会では、緑の将来像や計画の基本方針、計画目標について議論いただきましたが、今回の委員会ではより具体的な施策についてご議論いただきます。

それでは、事務局から説明をよろしくお願ひいたします。

#### ○事務局（公園緑地課 本間係長）

事務局の本間です。どうぞよろしくお願ひいたします。

今回配付しましたA3判の資料につきまして、スライドを用いてご説明させていただきます。スライドは、あちらのスクリーン上にも映しておりますが、お手元に印刷したものもご用意させていただいておりますので、見やすいほうでご覧になっていただければと思います。

まず、本日の議題についてです。A3判横の資料の1枚目の内容となっております。本年8月に開催いたしました第1回改定委員会では、将来像や将来像図、基本方針、目標についてご議論いただきました。今回の委員会では、施策についてご議論いただきたいと考えております。

次に、前回委員会の振り返りについてご説明させていただきます。まず、計画の基本方針についてです。前回の委員会におきまして、将来像を実現するための4つの基本方針についてご議論いただきました。基本方針については、現行の計画をおおむね踏襲しつつ、一部加筆修正をする案を事務局より提示させていただきました。その中で、こちらのスライドにもありますとおり、資料に赤字で記載いたしました「環境にやさしく」という文言について示しているものが分かりづらいですとか、緑はそもそも環境にやさしいものであり、加筆しなくてもよいのではないかというご意見をいただいたところです。ご意見を受けまして、事務局でも改めて検討させていただきまして、ご意見いただいたとおり加筆しないこととし、「環境にやさしく」という文言は追記しないこととさせていただきました。最終的な基本方針として、資料に出ていますとおり、この4つの基本方針としてまとめることとさせていただいております。

次に、将来像図についてです。将来像図については多くのご意見をいただいております。いただいたご意見と、その対応についてご説明させていただきます。

まず、中央に軸は走っているけれども、東部のほうが寂しいのではないか、東部のほうにも何か可能性があるのではないかというご意見をいただきました。ご意見を受けまして、新たに「東部緑の都市環境形成ネットワーク」というものを設けることとしまして、図中に薄紫の点線と矢印で示しております。東部に広がる市街地を縦断するように、近隣公園などの水と緑の拠点の間を、おおまかにではありますが、街路樹や街区公園などの緑でつなないでいくようにしてネットワークを形成していきたいと考えております。

次に、三番瀬海浜公園は、生物多様性や、海の近くに軸があるというところをもっとアピールすべきではないか、多機能性をアピールしてはどうかというご意見をいただきました。このご意見を受けまして、前回の将来像図ですと、海というものが全く塗っていない状況でしたので、海や、また、この三番瀬を表示させていただくことといたしました。これにより、三番瀬海浜公園が干潟の前面に立地しているという立地特性を明確にすることができまして、多くの機能を有していることが示せるようになったのではないかと考えております。

次に、市内には多くの社寺林があるのでもっと示すべきだというご意見をいただきました。前回お示ししました将来像図では、緑の東西軸上の社寺林を数点お示しさせていただきました

たが、ご意見を受けまして、市内にあります指定樹木等を有している主な社寺林、全部で38か所を明示することとして、紫の点で図上に落としてございます。

次に、各拠点にあります防災設備やトイレなどの機能を、将来像図に示してはどうかというご意見をいただきました。事務局において、明示すべき機能や方法について検討させていただきましたが、まず、将来像図は、この計画を改定した後、少なくとも10年間は修正する予定がございません。内容が随時更新されてしまうような情報を記載しようと更新が難しいというところがあり、また、将来像図に各拠点の機能を示してしまいますと、将来像図がかなり複雑な状況になってしまうという課題がございました。今回、将来像図に機能を示すことは難しいという判断をさせていただきましたが、公園マップなど、市民の方向けに情報発信をしている媒体がございますので、そういう場所に防災施設やトイレなどの機能について示していきたいと考えております。

最後に、委員会のご意見ではなかったのですが、前回の将来像図から変えた部分がもう一個ございまして、南部海老川環境軸と北部アンデルセン環境軸というものがございます。こちらは、前回お示しした将来像図では都市マスタープランというものに合わせて矢印で示しておりましたが、今回、現在の緑の基本計画に合わせて、大きく囲うような表現、現在の計画と同じ表現に改めさせていただきましたので、ご報告させていただきます。

前回の委員会の振り返りとしては以上となります。

続きまして、本日のご議論いただきたい内容でございます。施策についてご説明させていただきます。A3判横の資料では、2枚目の内容となります。

まず、改定に当たりまして、事務局で考えました今回の改定における考え方についてご説明させていただきます。

現在の計画では、45の個別施策を6つの基本施策にグルーピングしております。現在の計画においても、緑に関して多岐にわたる施策を位置づけておりますが、4つの基本方針と、ここにあります6つの基本施策のつながりが見えにくかったり、表現に行政寄りの言葉が多くたりと、一部分かりづらい面もございました。今回の改定に当たり、現行の計画の施策は原則として踏襲いたしますが、基本方針とのつながりを意識した施策とするほか、前回までの委員会において課題とされたものに対応するために新たな施策を追加したり、法改正や時代の変化に対応するため新たな施策を追加いたします。

また、現行計画の個別施策には、防災機能の強化や公園緑地、街路樹の適正な管理など、目的や対象ごとにまとめられた施策がある一方、都市緑地による樹林地の保全や、市民の森による樹林地の保全など、目的が一緒でも具体的な手段ごとに施策が分けられていたり、緑と花のジャンボ市など、具体的な事業名が施策になっているものもありまして、施策のレベル感といいますか、粒が混在している状況でした。今回の改定では、目的や対象ごとに施策をまとめ、何のための施策なのかを分かりやすく表現するようにいたしました。これらにより、我々行政だけでなく、市民の方にも分かりやすい計画にしていきたいと考えております。

次に、施策について説明いたします。

まずは、基本施策についてです。基本方針とのつながりを意識した施策にすると先ほど説明させていただきましたが、そのため、4つの基本方針が求めるものに対して、緑へのアプローチの方法から整理をしてみようと考えました。例えば、一番上にあります「人と緑と生きものが共生しふれあえる、水と緑のネットワークをつくります」という基本方針では、人と緑と生き物が共生し、ふれあえるようにするために、自然的な資源を保全したり、緑を整備したりするなどのアプローチが想定されています。そのほかの基本方針についても、こち

らの資料、スライド等に示すとおり、緑をいかすとか、適切な維持・管理をしていく、また、緑を育てていくなどの様々なアプローチ方法が想定されます。

これらのアプローチ方法から共通するような考え方やキーワードをまとめまして、5つの基本施策として、「守る」「増やす」「はぐくむ」「いかす」「親しむ」と整理してみました。こちらで、緑を守り、増やし、それらを育んでいき、育んだものをいかし、またそれと親しむことで、緑の将来像である「歩こう・ふれよう『緑・水・ふるさと、ふなばし』」を実現していきたいと考えております。なお、先ほど、前のスライドでありました基本方針ごとのアプローチの方法については、計画書になる段階で基本方針の説明書きとして記載する予定でございます。

次に、個別施策についてです。個別施策では、委員会で議論していただきました計画改定への課題ですとか、法改正や時代の変化に対応するために、施策の追加及び変更を行っております。また、目的や対象ごとに施策を整理・統合しており、全部で28の個別施策となっております。なお、先ほどもお伝えしましたが、施策の統合は行っていますが、現行計画の施策は継続して取り組むこととしております。

では、新たに追加した施策・取組について、5つの基本施策ごとに説明させていただきます。A3判縦の資料、またはスライドをご覧ください。A3判縦の資料では、新たに追加した取組につきましてはオレンジ色もしくは黄色にてハッチング、着色をしております。オレンジ色は課題に対応するために追加したもの、黄色は法改正や時代の変化に対応するために追加したものとなります。

施策の内容に入る前に、この対照表の見方について、簡単にご説明させていただきます。上のほうにタイトルがありますが、新と書いた左半分の部分については、改定後の基本施策や個別施策、主な取組のイメージを表しております。旧とした右側には、現行計画の個別施策を示しております、現行計画の施策が改定後、左側のほうにどのようにつながっていくか分かるような対照となっております。

では、1つ目の基本施策、「守る」について説明させていただきます。「守る」には5つの個別施策を位置づけております。先ほど、改定に向けた考え方で説明をしました目的や対象ごとに施策を整理した例の一つとして、1つ目に樹林地の保全というものがございますので、これを例に取って説明させていただきます。現行計画では、樹林地に関して樹林地の機能評価、都市緑地による樹林地の保全、市民の森による樹林地の保全・活用、指定樹林制度の活用の4つの施策を位置づけておりましたが、いずれも樹林地に関するものであることから、それらを統合して「樹林地の保全」としております、ほかの基本施策においても、何か所かこのような形で統合している施策がございます。

また、新規施策として、「畠地・水田の保全」というものを位置づけました。取組のイメージとしては、農業振興計画に基づく農地保全や、多様な主体と連携した谷津田保全の検討というものを想定しております。こちらは、前回の委員会でもご紹介いたしましたが、緑とは樹林だけでなく農地なども含めるという考えを持つことから、畠地や水田などの保全というものを新たに位置づけたものです。

次に、2個目の基本施策「増やす」についてです。「増やす」には、公園・緑地の整備から緑化推進まで、8個の個別施策を位置づけました。

まず、1番目の「公園緑地の整備・確保」というものは、国有地の活用や生産緑地の活用、区画整理などの連携による公園整備など、公園緑地の整備に関する施策を統合しております。また、新たな取組として、多自然川づくりの推進や駅前広場などの公共空間の緑化を位置づ

けました。多自然川づくりは、4の「自然を活かした水辺環境の創出」という場所に追加しており、既に下水道部局で行っている事業ではありますが、水と緑のネットワーク形成につながる重要な施策と考えておりますので、本計画に新たに位置づけるものです。また、駅前広場などの公共空間の緑化につきましては、既に船橋駅前などの一部の駅前では、グリーンスポットとして大型プランターなどによる緑化を行っておりますが、この緑の基本計画には位置づけがなかったことから、この改定に合わせて計画に位置づけるものでございます。

次に、「はぐくむ」についてです。「はぐくむ」には、緑の維持や管理に関する6つの個別施策を位置づけております。現行計画では、「公園・緑地・街路樹の適正な管理」としていたものを、樹木に関するものや公園施設に関するものに分割し、より維持管理に注力していきたいと考えております。

また、「はぐくむ」には新規施策として、一番下、6番目にありますが、「公園緑地の管理手法の検討」というものの位置づけを考えております。これは、現在も増加していきます公園緑地に対して、管理側の職員ですとか予算の関係から、なかなか将来十分な管理ができない可能性もありますことから、指定管理者制度も含めて、より効率的で効果的な管理手法がないかどうか、今後検討していきたいと考えております。

また、新たな取組としまして、樹木関連では、都市環境の改善に向けた緑陰を生み出す樹木の育成や、植樹も含めました樹木のライフサイクルや育成環境を意識した管理手法の検討というものを新たに位置づけました。さらに、市民・事業者と連携した管理として、事業者との連携による公園管理について検討していくほか、法改正によって新設された市民緑地制度を計画に位置づけることといたしました。

次に、「いかす」についてです。「いかす」には、防災機能や雨水貯留・浸透機能の確保につながるグリーンインフラの活用や、既存公園の利活用などに関する5つの個別施策を位置づけております。前回までの委員会におきまして、緑に求められる役割として、防災・減災機能などについて関心が高まっており、これらの課題として対応していく必要があるというご議論がありました。現行計画に引き続き、防災機能の強化は図っていくとともに、新規の施策として、「雨水貯留・浸透機能の確保」というものを位置づけております。こちらの雨水貯留・浸透機能の確保については、現状におきましても、公園等の整備を行う際には、その立地特性に応じた雨水の貯留機能や浸透機能を確保することを検討しておりますが、さらに推進していくために、新たに計画に位置づけるものです。

また、公園の活性化に向けて、地域協働での公園利用のルールづくりや、Park-PFIなどの民間活力の導入による公園の活性化を新たに位置づけました。これらにより、地域のニーズに合わせた公園づくりを進めていったり、官民連携のさらなる推進を図っていきたいと考えております。

最後に、「親しむ」についてです。「親しむ」には、市民の皆様に緑について知ってもらう、緑に親しんでもらう、触れ合ってもらうための4つの個別施策を位置づけております。

こちらは何個か施策を統合しておりますが、まず1個目にあります部分については、花に関する複数の事業を「花のあふれるまちづくり」として統合いたしました。また、市の花の普及・啓発として、既に取り組んではおりますが、市民団体と協力したカザグルマ自生地の保全というものを計画上に新たに位置づけております。

また、計画の改定に当たって実施したアンケートにおきまして、緑の基本計画について認知度がとても低いという課題がありました。こちらは、この課題に対応するために、まちづくり出前講座等を活用した緑の基本計画の周知というものを新たに位置づけております。ま

ちづくり出前講座に限らず、緑に関する事業を周知していく際には、併せて緑の基本計画についても周知を図っていきたいと考えております。

事務局から、資料の説明としては以上となります。ご議論のほど、よろしくお願ひいたします。

○木下会長

ご説明ありがとうございました。

それでは、ただいま、前回の委員会でご意見をいただいた基本方針と将来像図、それから、今回の議題であります計画の基本施策と個別施策について説明をいただきました。今日ございますA3判横の基本方針及び将来像図の資料は、前回委員会を受けて加筆・修正がなされております。まず、こちらについてご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

それでは、私のほうから口火を切らせていただきます。将来像図は非常に充実してよくなつたと思いますが、細かい点ですけれども、北部アンデルセン環境軸の山吹色というのですか、このエリアが、ちょっと色が見にくいかなという気がしました。沈んでしまっているような感じがして、もうちょっと発色の強い色にしていただけるといいのかなと思いました。

それから、東部緑の都市環境形成ネットワーク、これは入れていただきてよかったです。そのネットワークに沿っていくつかの公園が丸印の破線で表示されていますが、これもネットワークと公園の大きさがあまり変わらないので、かぶってしまって、せっかくの公園が見にくくなっているような気がいたします。細かい表現の問題ですけれども、ちょっとそんなところに気づきました。

三番瀬を入れていただいたのは非常によかったなと思います。

ほかに、いかがでしょうか。「環境にやさしく」という文言は、当たり前のことなので削除するということです。

○加瀬委員

会長、よろしいですか。

○木下会長

はい、どうぞ。お願いします。

○加瀬委員

自連協の加瀬です。

今、会長から話がありましたように、私もそのように思います。地図の色分けをもう少し、一目で分かれるような色で分けていただいたほうが分かりやすいし、インパクトがあるのかなと思います。ひとつご検討をよろしくお願いいたします。

○木下会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。どうぞ、お願いします。

○文川委員

自連協の文川です。

社寺林を載せてもらったことに関しては、船橋はあちこちにお寺・神社があって非常に分かりやすいですけれども、この地図で見ると社寺林が紫色の点々になってしまっています。紫色というのは、こういう地図で見ると非常に薄く感じてしまう。もう少し強い、個性のある色でやっていただいたほうが、あそこにお寺がある、神社があるというのが、目から入る記憶力はかなり強烈なものがあると思いますので、この紫色をもう少し強烈な色にしていただいたほうがよろしいのではないかと思いますが、いかがでしょう。

○木下会長

ありがとうございました。

事務局のほうで何かご意見はございますか。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

ご意見ありがとうございます。いただきました色味の部分は表現のことだと思いますので、事務局のほうでどのような色味がよいか、どれが見やすいかを検討させていただきたいと思います。ありがとうございます。

○木下会長

よろしくお願いします。

ほかに、いかがでしょうか。どうぞ。お願いします。

○高橋委員

色味の話で、今日はプリントアウトしたのでちょっと薄く見えるかもしれないですけれども、最終的にはこういう製本になっていきますので、製本になったときにはもう少し、今と同じ色でも少し鮮やかになるとは思います。ただ、今ご指摘のあったところは考えていこうとは思っています。ちょっと補足です。

○木下会長

ありがとうございます。色味については、そのほかも含めて改めてご検討いただければと思います。

ほかにいかがでしょうか。では、またお気づきの点があれば隨時いただければと思いますが、ひとまず、この基本方針、将来像図につきましては、以上とさせていただきたいと思います。大きな追加等のご意見はありませんでしたので、基本的には事務局の原案のとおり決定させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○高宮委員

商工会議所の高宮と申します。

最終的な基本方針の中の、言葉のあやですが、2番の「多様な縁」のところで、多種多様と、「多種」というのを入れたほうがよろしいかと。これは個人的な考えです。

それから、5つの文言がありますけれども、最後の「親しむ」のところを「楽しむ」という言葉ではいかがでしょうか。ちょっと私、ここの課題ではないので後ほど述べさせていただきたいなと考えていることがありますけれども、なぜ「楽しむ」という言葉が自分として

考えたかということを後ほど述べさせていただきたいと思います。

○木下会長

分かりました。「親しむ」のほうは、この次に議論させていただきますので、そのときにお願いします。

1点目の、基本方針の2番目です。「多様な緑をいかし」というところですが、これが「多種多様な緑をいかし」というほうがいいということですけれども、多種というのは多様の中にも大きくは含まれるかなと思いますが、あえて多種というのを加えたほうがいい理由というのはどういったことでしょうか。

○高宮委員

基本的には多様と同じだとは思いますが、多種ということによりまして、水田の緑、それから、山、神社とか、いろいろな植物が混在しているわけですから、そういう意味で、広くという意味を含めましていかがかと思いました。

○木下会長

よく多種多様と続けて言いますよね。ありがとうございます。いかがでしょうか。ご意見いただければと思います。

どうぞ。

○鈴木副会長

鈴木です。確かに、言われるとおり多種多様という言葉も使うし、それもありかなと思いますけれども、私は多様ということ自体がかなり大きなことを捉えていて、それで、今、委員が言われたことも含まれてしまっているので、その辺の重複もあるかなという気持ちちょっとあります。これはどちらにするかは微妙ですね。多様な緑というのはかなり大きな緑なので、確かに田んぼも入るし、畠も入るし、今回の意見の中のいろいろなものを表しているなという気はするのです。緑、木だけではなくて、いろいろな自然、かなり大きな文言なので、その辺はちょっと悩ましいところですかね。

○木下会長

ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。お願ひします。

○花村委員

今と同じようなところですが、「風格ある緑の都市」という、これは最初に聞いたときに非常に印象に残った言葉ですけれども、これ自身が風格のある言葉だなど。この辺は何とでも捉えられますけれども、これを提案された方はどういうイメージでこういうものを言われているのかというのを、ちょっとお聞きしたかったのですが。

○木下会長

では、これは事務局のほうからご説明いただけますか。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

「風格ある」という部分のイメージということでおろしいでしょうか。

○花村委員

そうですね。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

「風格ある緑の都市」という部分は、前回の委員会でもちょっと説明させていただきましたが、船橋市には先ほどプロットしました社寺林ですとか斜面緑地ですとか、今回入れております谷津田ですか、いろいろなものがございます。それを維持していく、特に社寺林の部分を維持していくことに、船橋らしい、これが社寺林を生かした風格のある部分につながるのではないかと考えて、「船橋らしい風格ある」という文言を入れております。

○花村委員

ありがとうございます。

○木下会長

この件、ほかにいかがでしょうか。

ご意見いただいた「多種多様」について、改めて今思ったのは、「多様な緑」と、もちろん多種という意味も含まれていますが、最近多様性とか多様なという言葉がよくいろいろなところで使われますので、さらっと読んでしまう。ですけれども、多種多様と書いてあると、確かにいろいろな緑を対象にするんだなという意味合いが非常に強調されるような気がするなと思いましたが、事務局のほうでは何かお考えはありますか。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

いただきました「多種多様」の「種」というのは、種（たね）、種別、種類の種だと思いますけれども、それによって、今、会長にもおまとめいただきましたが、よりたくさんのものを指す言葉に、より印象が伝わりやすいというようなところにはつながるかなと思っております。

○木下会長

特にご意見はほかにありませんでしょうか。

○加瀬委員

いいと思いますよ。

○木下会長

いいですか。いかがでしょう。

もし、特段ご意見がなければ、今、委員からご意見をいただきましたように、「多種多様」というところで進めさせていただければと思います。よろしいですか。

（「異議なし」の声あり）

## ○木下会長

ありがとうございます。では、そのようにさせていただきます。

それでは、今の件をつけ加えて、この事務局の案の方向で決定させていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、今回の委員会で決定しなければならないことですが、大きく2点ございます。1つは基本施策です。次のA3判2枚目のペーパーですけれども、それと、個別施策です。こちらについて議論していただきたいのですが、まず、基本施策について議論していきたいと思います。

基本施策は、前回の委員会で決定した基本方針の実現のために、緑に対するアプローチの仕方から5つに分類されたということです。「守る」「増やす」「はぐくむ」「いかす」「親しむ」、この案につきましてご意見をいただければと思います。先ほど、早速この「親しむ」については、「楽しむ」のほうがいいのではないかというご意見をいただいたところです。では、これはいただきましたので、まず、高宮委員からご説明いただけますと。

## ○高宮委員

ありがとうございます。

この緑化を考えてこれからまた市民が集うには、一方的なことの集まりではなくて、自分たちが参加しても楽しいのではないかというようなものをつくって、それで人を集めて、その方々が分散する。

例えば、ちょっと私が考えているのは、社寺林や大きな木、船橋に残しておきたい植物とか、いろいろあるわけですが、それを、今回はこういう樹木のところを皆さんで散策してみませんかというように、広報でもって、人が緑に参加できるような、何かそういうものがないと、従来と同じような感覚で終わってしまうように私には思えました。ですから、何か広報で、今度どこぞこの樹木を回って、皆さんで樹林を眺めてみませんかというようなことで、とにかく住民が自然に集えて、そしてそれを発展させていくというものをやっていたらということで、「親しむ」というよりも「楽しむ」ということだと言葉がよろしいかなと考えました。

以上でございます。

## ○木下会長

ありがとうございます。確かに、「親しむ」よりもより積極的な感じがしますね。こちらの件につきまして、あるいはほかの件でも結構ですが、まず、この「親しむ」のところからご意見があればいただければと思います。

どうぞ、お願いします。

## ○岩崎委員

グリーンアドバイザーの岩崎と申します。よろしくお願いします。

今、「親しむ」のほうで「楽しむ」というご意見を、いいのではないかといただいたのですけれども、私も最初、「親しむ」は少し「ん？」と、何か腑に落ちないところがあって、意味をきちんと調べたほうがいいなと思いまして、「親しむ」の意味を調べました。その意味の中に、「物事に、繰り返しそのことに触れることによって、身近に感じたり、そして、溶け込み、

楽しんだりする」という意味が「親しむ」の中に含まれていたので、今、「楽しむ」がいいと言われたものの意味も、この「親しむ」の中に含まれているんだなというのは思って、その意味を知つたら、そうだなと納得できるところがあつたので、この施策にはいろいろな種類があるので、「楽しむ」という限定的なものにするよりも、やはり「親しむ」という広い意味で捉えたほうが、施策のまとめの言葉としてはいいのではないかと思いました。

○木下会長

ほかにいかがでしょうか。田中委員。

○田中委員

私も、「親しむ」と「楽しむ」というので、もう「親しむ」の中に、触れ合う、まちづくりとかということで、4項目既に挙げられているので、「楽しむ」に限定しなくとも、先ほど言われたように「親しむ」の中で織り込んでいって、幅広く持たせたほうがいいのではないかとは思います。

○木下会長

ありがとうございます。ほかにいかがでしょうか。

公園のような場所というのは、すぐに楽しめる。ただ、より自然度の高い自然環境のような場所というのは、まず親しんで、その後、慣れてくると楽しむとか、そういう段階的な進み方があると思いますので、そういう意味では、より幅広い「親しむ」というふうにしておいたほうがいいのかもしれないですね。今、皆さんのご意見を伺つていて思いました。

ほかにいかがでしょうか。

○加瀬委員

こうしなければいけないというものではないと思います。

○木下会長

そうですね。もちろんそうです。  
どうぞ。

○堀江委員

自連協の堀江といいます。

これを見せていただきまして、いろいろな施策をこういうふうにまとめて、キーワードで表すというアイデアは非常によろしいと思いますが、議論の中にもありましたように、キーワードにする言葉を選ぶのが非常に難しいところがあるなという感想でございます。

今、「親しむ」が1つの話合いの中に入っていますが、私が感じるのは、「守る」と「はぐくむ」も同じように、「はぐくむ」の中にも「守る」という意味があるのではないかと思います。ですから、そういうところを少し指摘させていただこうかなと思ったら、これは内容をまとめていってのことだというのが今説明で分かりましたので、先ほど申しましたように、なかなかいろいろな取組を1つのキーワードで述べるというのは難しいところがあるなと、そういう感想で申し訳ないですが、以上です。

○木下会長

いえいえ。ありがとうございます。どうしても重複は出てきてしまうかなと思いますが、現行の計画の基本施策と比べると、分かりやすいことは分かりやすいかなと思いました。  
ほかにいかがでしょうか。どうぞ、お願ひします。

○須賀委員

公園協会の須賀といいます。

今、会長から、変えたほうがいいのではないかというお話だったのですが、私個人的には現基本施策のほうが分かりやすい気がしました。例えば、管理を考えたときに、今、「はぐくむ」に振り分けをされているんですけども、先ほどお話が出ましたが、どちらかといえば「守る」なのではないかと、個人的には思ってしまいました。第3回の改定委員会の後、パブリックコメントもあるということなので、皆さんのご意見もお聞きしたいと感じました。

○木下会長

「はぐくむ」の中の特にどれですか。

○須賀委員

樹木管理です。

○木下会長

樹木管理ですね。

○須賀委員

樹木管理、それから、公園緑地の管理手法の検討。要は、公園の管理という意味です。

○木下会長

なるほど。

どうぞ、お願ひします。

○鈴木副会長

僕も基本的にうまく5つにまとめたなと思うんですけども、ただ、見ていたときに、「はぐくむ」と「いかす」が平仮名じゃないですか。あれは何かちょっと違和感があって、「はぐくむ」は多分“育つ”ですが、「いかす」は特に分かりづらくて、多分活用の“活”をやっているのでしょうかけども、一瞬、“生きる”ほうをイメージしてしまったりして、何となく、緑ではあるけれども違和感がある。ほかも漢字なので、漢字にするというのもあるかなという気はします。

○木下会長

3と4だけ平仮名にした特別な理由はありますか。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

事務局です。

まさに今、鈴木委員がおっしゃったとおり、当初、漢字で、育てるの字の「育む」ですか、活用の活の「活かす」を考えていました。これは本当に印象の問題ですので、これでこうだから絶対平仮名というわけではないですけれども、この育むという言葉が非常に柔らかいイメージかなという感じがしまして、漢字よりも平仮名のほうがより育むの言葉に柔らかさが出るのではというふうに、印象で思ったところです。

「いかす」に関しては活用の活で考えてはいたのですが、まさに生きるという意味でも取れたほうがよりいいのではないかと考えまして平仮名にはしましたが、確かにおっしゃるところいろいろな意味に取れてしまうという弊害もありますので、想定していない意味に取れてしまうという問題も確かにあるかとは思っております。広く捉える形でご議論いただきたいと思って、まずは一旦平从名で提起した次第です。

○木下会長

防災機能とかグリーンインフラみたいな話というのは、人々が、生かすというか生かされる面もあるので、「生きる」という意味合いも確かにあるのかもしれないですね。どうしましようか。

○文川委員

面倒くさいから、みんな平从名にしてしまえば。

○加瀬委員

私も今そう思った。

○文川委員

今、副会長が言った言葉で俺も思ったけれども、漢字がいろいろな形で理解されるのであれば、原理原則にのっとって平从名にしてしまう。平从名だと、捉え方は大体一通りか二通りになってしまってしょう。ところが、日本人は漢字でやると、いろいろな方向で考えてしまう。だから、単純に考えるならば平从名。そうすると、そのほうが樂じやない。

○木下会長

そうですね。混在していると、なぜこれだけという話になりますからね。

○文川委員

なってしまうんですよね。

○木下会長

今、全部平从名にしてはどうかというご提案がございましたが、いかがでしょう。

○文川委員

それで、それを決めて、最後の「親しむ」を「楽しむ」にするか「親しむ」にするかという方向でいったほうがいいのではないかと思いますが。まだ、5番目も決まっていませんよね。

○木下会長

決まっていないです。

○事務局（公園緑地課 龜井主事）

全部平仮名にしてみたのですが、こんな印象になります。

○鈴木副会長

これはこれでちょっと違和感が。

○岩崎委員

小さい子向けみたいな。

○木下会長

どうぞ、田中委員。

○田中委員

私も全部平仮名にしたらと思いましたが、最後に5番の「親しむ」を平仮名にしたら、何なんだろうと思ってしまいました。平仮名にするのだったら「たのしむ」でもいいのかなと思いました。全部を平从名にするならね。

いろいろと書いてもらって、漢字のところとか項目ごとに、「守る」だと保全という言葉がたくさん使われているし、「増やす」だったら整備とかつくるとかそういったものだし、「はぐくむ」だと管理というのも使っておられるし、「いかす」だと強化とか活性化とか、そういう意味合いのものですよね。そうすると、5番というのが、いろいろな言葉が使ってあってばらばらという感じだと、平从名にしたら大人だけではなくてお子さんが見ても分かりやすいのかなとも思うし、どちらかというと、最初に出た「楽しむ」にしたほうが、より分かりやすくなるのではないかとは思います。平从名のほうが、受けた感じが優しいですね。漢字だとやはり抵抗があるというか、そういったところはあるかと思います。

○文川委員

平从名にしたら「たのしむ」のほうがいいかも分からぬ。

○湯浅委員

すみません、いいですか。

○木下会長

はい。湯浅委員。

○湯浅委員

今の話ですけれども、平从名かどうかというのは人の感じ方にもよると思うので何ともいえないですが、1から5の基本施策というのは、個別施策、主なイメージのキャッチコピーであって、楽しむのだったら、この1から5ができた後に「楽しむ」なのではないかなと思いました。これは基本施策なので、一番最後まで達成したときに、要は、公園ができた後に

子どもたちが楽しむ。それが達成されたときが「楽しむ」なのではないかと思ったので、ここに「楽しむ」を入れてしまうのはどうかと思いました。

○木下会長

花村委員、お願いします。

○花村委員

これも感じ方の問題ですが、「はぐくむ」というのは、一つのものを育てていくという、これを一つのダイナミックで動的なものとして捉えて、それを育てて形にしていくという、非常に人間の強い意志がこの中に入っているのではないかと思います。ほかの、例えば「増やす」とか、こういうのは割に物理的なもので、どちらかというと量的な感じというか、物質的なとか、そういうふうなイメージが強くて、「はぐくむ」という言葉そのものもだし、そこから来る語感というのは、やはり意味があるのではないかと私は感じています。

○木下会長

「はぐくむ」でいいということですか。

○花村委員

そうですね。

○木下会長

「楽しむ」というのが、時間的に1から4の後に来るものなので一一でも、これは別に順番に並べているわけではないので、後に来るものが来てもいいと思いますが。

漢字にするか平仮名にするかということと、最後の5番を「親しむ」「楽しむ」どちらかにするかということで、方向性を決めたいと思いますが、今出ている案は、全部平仮名にして、「親しむ」は「楽しむ」にするほうがいいのではないかということですが、「親しむ」のほうがいいというご意見もございました。いかがいたしましょうか。

お願いします。

○長濱委員

自連協の長濱です。

やはり、守るということをアピールする。これは行政がしっかりと守りますよという意味では平仮名より漢字のほうがいいのではないかなど。当然、「増やす」も、やはり増やしていくよという、見た目で「守る」「増やす」というのはある程度しっかりした意志が出てくると思いますので、1番、2番は漢字のほうがいいかなと。あとは、「はぐくむ」「いかす」「親しむ」。「親しむ」か「楽しむ」かはちょっとあれですけれども、この辺はその後育んでいきましょうよという、住民に声をかけるような形なので、これは平仮名のほうがより優しいというか、ソフトというか、そのような感じに受け取れるのではないかと思います。

○木下会長

ありがとうございました。

今のご意見は、別に平仮名と漢字が混在してもいいのではないかという、原案に近いご意

見でした。

どうぞ。

#### ○鈴木副会長

私が言い出しまってあれだったので。確かに、先ほど事務局が、「いかす」は両方取つてほしいぐらいのイメージがあったので、確かに、僕がちょっと堅かったんですけれども、混在していてもいいのかなと、今の意見を聞いて思いました。

あとは、最後に残ってしまった「親しむ」ですけれども、これは、さっき先生も言われましたが、もともと緑を好きな人ばかりではないじゃないですか。ないほうがいいと思う人もいる中で、まずは親しんでもらう。嫌いなやつも連れてきて、ちょっと親しんでもらう。その後に、本当に好きになって楽しむ人が出てくる。緑とかはそういうシチュエーションが多いので、だから、こういった基本施策のメッセージとしては、当初案の「親しむ」が自分としてはいいのかなという気はしています。

#### ○木下会長

ありがとうございます。

では、反論があれば反論をいただきたいのですが、この事務局の原案どおりで行ってはどうかということですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

#### ○木下会長

よろしいですか。最後は「親しむ」でいくということですね。

いろいろご議論いただいて、いろいろな考え方があるということがよく分かりましたが、大変よい議論ができたと思っております。では、事務局の原案どおりでいくということで、結論としたいと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして個別施策です。こちらも非常に重要です。事務局からは、改定に向けた考え方として、この委員会でご議論いただいた課題に対して新たな取組を追加すること、それから、施策の目的ごとに大きさがそろいうようにグループ化する、まとめる、統合するという考え方方が示されております。だいだい色が課題に対応するもの、黄色が時代の変化や法改正を受けて追加・変更したものということです。この事務局の案にご意見をいただければと思います。いかがでしょうか。

では、私のほうから口火を切らせていただきます。

まず、2番の「増やす」ですが、旧、現行の緑の基本計画の個別施策の中に、「2-2 公園等の恒久性の確保」という施策が入っております。これはなるべく公園をつくったら恒久的にちゃんと維持していくということかと思いますが、今、公園がなくなってしまうということはあまり、都市公園法でもそういうことはやっては駄目ということにしていますし。これは今回の個別施策や取組のイメージの中ではどういうふうに位置づくのでしょうか。

#### ○事務局（公園緑地課 本間係長）

今、いただきました現行施策「2-2 公園等の恒久性の確保」についてですが、現行計画では公園について都市計画決定を行っていくですか、借地により開設している公園を用

地取得して、土地も権原も公有化して未来に公園をつないでいく、恒久化していくというところでこの施策を位置づけしております。ですので、公園整備そのものにつながるものと考えまして、今回グルーピングの中に入れているところです。

○木下会長

中に入っているということですね。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

はい。

○木下会長

この意味合いも含まれているということですね。ありがとうございました。

ほかに、いかがでしょうか。どうぞ、お願ひします。

○須賀委員

現緑の基本計画では整備計画等がメインで、管理・活用といった内容をもっと盛り込んでもいいのではないかという感じはしていました。今回、「公園緑地の管理手法の検討」が追加されていると思いますけれども、その中に、主な取組イメージとして、先ほど事務局のほうからご説明があつて、管理者不足、予算不足が考えられるから、指定管理者制度、包括的管理委託等による維持管理の効率化の検討を記載したというお話がありました。みんな、行政独自でも進めていくべきことではないかと感じていますけれども、例えば、都市公園の特性に応じた管理方針、それから、機能再編の方針など、実務的な取組も必要と思いましたけれども、いかがでしょうか。

○木下会長

すみません。機能再編と、もう一点、何と言わされていましたか。

○須賀委員

都市公園の特性に応じた管理方針。

○木下会長

ありがとうございます。おっしゃるとおりですね。最近、民活の流れが強くて、事業者さんとの連携で公園を管理運営していくという流れが非常に強いですけれども、一方で、行政のほうも、管理者のほうも、ちゃんとやるべきことがあるのではないかということで、機能再編と公園の特性に応じたしっかりした維持管理を行うこと、あるいは、そういう考え方を示すことも大事ではないかというご意見をいただきました。これについては、事務局のほうではどのようにお考えでしょうか。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

事務局としては、今いただいたご意見については、当然ごもっともな話だと思っております。確かに、ここに今、取組のイメージとしては明確に位置づけはしていないかと思います。「はぐくむ」の2番に、「公園施設の適正な維持管理」ですか、こういう個別施策を立てて

おります。こういう部分でいただいたご意見について表現を入れていきたいと考えております。

○木下会長

いかがでしょうか。

○須賀委員

はい。

○木下会長

よろしいですか。ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ、お願ひします。

○津田委員

農水産課、津田と申します。

1－2の今回新たに追加された「畑地・水田の保全」の表現ですけれども、これは農業振興計画に基づく農地保全、リンクしているということですけれども、あえて農地という言葉ではなくて、「畑地・水田の保全」という表現をしたのはなぜですか。そこら辺を教えてください。

○木下会長

事務局のほうで、お願ひします。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

こちらを農地ではなく、畑地・水田としたというところですが、当初、農地の保全という言葉でも考えました。農地の保全とした場合に、取組イメージの中の一つに谷津田の保全というものも位置づけを考えておりまして、言葉として、もちろん農地はより広義な言葉だと思いますので、谷津田も含めて、水田も含め、入ってくるとは思いますけれども、言葉としてつながりが見えづらいのではないかということも事務局の中で考えまして、言葉を少し変えようと、限定的にしようと考えました。限定するに当たって、本市の生物多様性戦略という別の計画がありますが、その中で、「畑地・水田の保全」という名目で谷津田の保全を位置づけておりますので、生物多様性戦略と一緒に進めていくという面も考えまして、こういう言葉として書いてはございます。

○木下会長

いかがでしょうか。

○津田委員

農業振興計画の中で、農地の保全ということは当然出できますけれども、農地は畑だけではなくて、例えば、梨とかの樹園地とか牧草地も含めて農地という表現がされています。例えば、梨の樹園地なんかはこの計画には含まないというなら分かるんですけども、そこら辺を含むのであれば、畑地という中に樹園地も含むというのは何かちょっと無理があるの

かなと、ちょっと感じました。

○木下会長

そうですね。確かに、限定すれば意味ははつきりしますけれども、畑地・水田と限定してしまったときに、これに漏れてくる農地はないのかというところが、今、委員のご意見のとおりちょっと心配になりましたが、これは大丈夫でしょうか。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

今、委員にご指摘いただいたとおり、果樹園、樹園地ですとか、そういう部分についてはこの言葉から確かに漏れてしまうという懸念はあろうかと思います。前回の委員会で緑被率という考え方をお示ししておりますので、そういうことを考えれば、確かにこの言葉で漏れているというところは課題としてあるかもしれません。

○木下会長

そうですね。といって「農地」とくくってしまうと、ちょっとまた分かりにくい面がありますよね。これは事務局のほうで文言を検討させていただくということでおろしいですか。

○津田委員

はい。

○木下会長

何かいい案があれば。  
どうぞ、お願いします。

○湯浅委員

今の1-2に関してですけれども、主な取組のイメージに、農地保全、谷津田保全があるので、それをそのまま個別施策に移せばつながるのではないかと思いました。

○木下会長

農地・谷津田の保全。  
津田委員、どうぞ。

○津田委員

湯浅委員が今おっしゃったのも構わないのですが、例えば、「畑地・水田等の農地の保全」とか、全般的に取れるようなものもあるのではないかと思いました。

○木下会長

ありがとうございました。今いただいたのは、この取組イメージのところで使っている言葉をそのままスライドさせて、例えば、「農地・谷津田の保全」、あるいは津田委員からは、「畑地・水田等の農地の保全」という案が出されました。

ほかに、この件について何かご提案、ご意見があればお願いします。どちらにしましょうか。難しいですけれども。

谷津田で農地ではないということはあり得るのですか。よく分からぬ。もともと農地、今は農地でないとか。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

事務局としては、谷津田はやはり水田であって、農地の一部であると。休耕かどうかは別として、農地の一部ということにはなっています。

○木下会長

どうぞ、お願ひします。

○加瀬委員

私は、言葉の深い意味合い、今のお話のように、水田が農地ではないのかなと。主力だと思うけれども、この辺のところは、役所の中で担当する所管の方たちと話をして、言葉の意味合いをご検討いただいて決めていただくのが一番いいかなと思います。

○木下会長

ありがとうございます。

では、農地法の農地という限定も入ってくるのかもしれません、事務局のほうに一任せさせていただけますでしょうか。今、皆さんからいただいたご意見を踏まえて、検討させていただきたいと思います。

では、ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○加瀬委員

今日、ここで決めていただくような内容ではないですが、実は、1番のところで「保全」という言葉がいくつか出ています。皆さん、ご存じの方もいらっしゃるかと思いますが、松の立ち枯れがここ数年多いです。カミキリムシの幼虫が木の中に入つて、中を食べてしまつて枯れてしまうんですね。大人2人ぐらいで抱えるような大きい松が、100年以上たつているのかなと思いますけれども、枝がちょっとおかしくなってきたなと思うと、1年もたたないうちに全部枯れてしまいます。私の近くの神社でも、ここ2年の間で一抱えでは抱えられない松が5本枯れました。枯れてそのまま置くわけにいかないので伐採するんですけれども、当然高さが20メートル以上、30メートルもあるような巨木なので簡単にはできない。業者に高所作業車を頼むと、やはり数十万円というお金がかかるんですね。多分、民有地でもそういう現象が市内でたくさん出ているかなと思いますけれども、そういう松の立ち枯れについて、行政のほうで少し費用を援助してあげるとか、何かそういうことをしていただければありがたいなということで、今日ここで決めていただかなくて結構ですので、役所のほうでちょっと検討していただければありがたいかなと。

以上です。

○木下会長

今、5本枯れたとおっしゃったのは、民有地の松、公園の松ですか。

○加瀬委員

神社の中。あつという間に枯れますね。

○木下会長

今、いろいろな病害虫があって、この問題について施策の中に含めるのか含まれているのかといった辺りは、どの辺になりますか。巨樹・名木の保全ですか。樹林地のほうですか。この問題はどう考えたらいいのですか。

○文川委員

巨樹・名木の保全ですけれども、今聞いたのは神社の中の木でしょう。それは、神社の責任でしょう。

○加瀬委員

民有地の中でもそうで、枯れるわけです。松は、どこがいつ枯れるか分からないんだから。だから、今、私が話したのは神社の中で、神社で対応しましたけれども、そういう松の立ち枯れに関して、行政のほうで少しでも援助していただけないかなという話です。

○文川委員

私はこの間、40年育てた桜の木を自分で切ったんです。結局、今、加瀬さんが言ったように、中に訳の分からぬすごい虫の巣があって、さくらんぼも持つていけなくなってしまったので。それで、業者に頼んだら8万円かかると言われた。8万円かかって頼むなら、自分でコーナンへ行って、何かのこぎり買ってきてできないかと聞いたら、直径が30センチ以上あったんです。それを正直に言ったら、そんなのができるのこぎりはないと言われて、どうしても自分でやりたいんだけどもと言ったら、コンセントから引っ張るのこぎりがありますよね。ガーッと回るチェーンのやつ。

○加瀬委員

チェーンソー。

○文川委員

そう、チェーンソー。普通の小型のやつは30センチは無理だから、コードで引っ張ってやるとチェーンソーでできますよと言われて、買ったら1万2,000円だった。それで、3段で切ったんですけども、どうしても素人がやったものですから、根っここのほうが地上から8センチぐらいのところしか切れないです。でも、今はもう枯れるようにそのままにしてあるんです。根っこというのは枯れませんね。油を塗って枯れると聞いたものですから塗ったんですけども、3か月たってもまだ枯れません。どうしたらしいんですかね。

○木下会長

でも、桜だったら、多分また芽が出てきますよ。

○文川委員

それで、小さいほかの根を買ってきて、それを植え替えようとする。根っこを下のほうへ掘ったんですよ。根っこが分からぬ。

### ○鈴木副会長

すみません、鈴木です。

なかなか枯れないですよね。確かに、また根っこだけでも出てきてしまうので、それをまめに出てきたのを刈って、時間がたつのを待つしかないです。土の中の木の根っここのやつは、そうするしかないというのが今のお話です。

もう一点、加瀬委員が言った、今決める話ではないよという松の話で、確かに今決められないですけれども、松の枯れるのはものすごくて、カミキリムシが媒介して線虫が入って枯れてしまいます。それが入ってしまうと駄目なので、いろいろなところで、習志野市もやっているし、市川市も結構やっています。船橋市は別に松が市の木でもないですから、どこまでやるかはありますけれども、枯れたのを撤去する補助というよりは、枯れないようにする方法といいますか、薬剤を注入というのを市川市なんかはもうかなりの木でやっているんですが、そういったものを大きな、守るべき保存樹みたいなものについては、市のほうで何か検討してもいいのかなというのは感じます。ただ、今すぐ決められることではないですが、一回枯れてしまうとまた一から始めなければいけないので。特に、僕は近いんですけども、西船橋の近くの神社かな、すごく立派な黒松があるんです。あれも、これは枯れたら嫌だなと思うので、そういった守りたい木については、ちょっと検討が欲しいなという感じはします。

### ○木下会長

ありがとうございました。特に民有地の、個人所有の立木に関しては、どこまで市が税金を使って保護するかというところは判断基準が必要だと思います。こういう巨樹・名木とか、指定樹木とか、景観重要樹木とか、そういうのは割とお金が出やすいのかなと思いますが、今、船橋市のほうではどういう状況になっていますか。こういうことへのサポートとしては、何かございますか。

### ○芝原公園緑地課長

今、お話をあったように、松枯れは数年前から報告されるようになり、市としては、市の公園や緑地にある松、残すべき松につきまして、薬剤注入を5年ぐらいの間隔で行い、マツクイムシを媒介させないような対応を取っております。

一方で、民有林につきましては、今回の施策にも載せさせていただいておりますが、指定樹木という形で民有林を指定させていただき年間5,000円の補助を出しているような状況で、それで対応をお願いしているところですけれども、確かに今回、松が枯れてしまったということは報告を受けております。また、何年か前に西船の浅間神社でも高木の松が枯れてしまったという報告を受けておりますので、市有地内の松は、対策は取っておりますが、民有地ではなかなか守り切れていないところが実態としてあります。補助について、伐採費用はかなり高額になりますので、市でどこまで持てるかというのには課題がありますが、薬剤注入での対策などの事前の対策をどうできるかというのは検討する必要がありますので、他市事例も見ながら、研究をしていきたいと思っております。

### ○木下会長

ということになると、基本的にはこの個別施策、「巨樹・名木の保全」の中で、今言っ

たようなことも含めて、今後検討していくというようなことでよろしいでしょうか。  
では、そのようにさせていただきます。  
ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○須賀委員

船橋市緑の基本計画の進行管理というのを拝見させていただきました。令和2年度からです。各施設の進行状況を拝見させていただきましたけれども、個別施策のうち1-4、「特別緑地保全地区の指定」、それから、2-3「新たな運動公園の整備」が、依然未着手となっていますけれども、この項目についていろいろコメントがありまして、特別緑地保全地区の指定については、様々な保全方法を研究するとなっていました。それは、どのように研究されているのか。また、この施策はずっと未着手になっていますけれども、引き続き継続されるのか。あとは、新たな運動公園の整備も、毎回広大な土地を必要とするため、候補地の選定及び財源確保が課題であると評価されています。この施策も引き続き継続するのでしょうか、お聞かせ願います。

○木下会長

では、事務局からご説明をお願いします。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

まず、特別緑地保全地区については、今後も継続して位置づけをしていくことを考えております。「守る」の4番になっております。過去、検討はどうしてきたかというところのご指摘があったかと思いますけれども、やはり特別緑地保全地区となりますと、指定をして、かつそこを最終的には行政の取得を視野に入れて検討していくかなければいけなくなりますので、また、どの位置を指定していくかというところも非常に重要になってくるかと思います。今まで、ここはどうだという話は確かに出てはいるのですが、具体的に進んでいないところです。また、当然ながら、指定になりますと地権者の方にもご相談していく必要がありますので、そこまでには進んでいない状況でございまして、現行、これからも場所について、主な取組のイメージとして「指定箇所の検討」と書いておりますが、まず場所から検討を引き続き進めていきたいと考えております。

「新たな運動公園の整備」についてですが、「増やす」の3番、「特色ある公園等の整備」の中に、主な取組のイメージとして、「新たな運動公園の整備」というものを位置づけしておりまして、引き続き整備の検討を進めていく予定です。今、委員がおっしゃったとおり、確かに一番は土地の問題だと思います。整備候補地については明確にどこというところがまだ現状決まってはおりませんが、何かのタイミングで広大地が出たときに、これを整備できるような検討は進めていきたいと思っております。

○木下会長

よろしいですか。

○須賀委員

はい。

○木下会長

ちなみに、特別緑地保全地区は、現時点では候補みたいなところはあるのでしょうか。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

現時点では、まだここが候補というところは定まってはいないです。

○木下会長

では、この2つの今ご指摘いただいた施策については継続ということです。

どうぞ、お願ひします。

○高宮委員

今の特別緑地保全地区の指定箇所の検討は、私はこちらの市役所の都市計画のほうにも顔を出させていただいているが、どこの木をどうするかということはそちらでもやって、本当にこの問題は同じだなど、バッティングしているんです。ですから、これはこちらの公園のほうでなすべきなのか。都市計画法の指定箇所の樹木を今どうするかというところで、船橋には結構いろいろな樹木がありますけれども、この検討課題が同じテーマなんですね。これは、どこでどう市役所のほうで捉えていらっしゃるのでしょうか。まるっきり私にとって同じ問題で混同しておりますが、よろしくお願ひします。

○木下会長

よろしいですか。事務局のほうでお願いします。

○芝原公園緑地課長

今、高宮委員がおっしゃったものは、恐らくですが、今年から都市計画課で景観重要樹木の指定制度というものを始めており、高宮委員が委員になられて、景観樹木の指定制度づくりを今進めているところだと思います。こちらの特別緑地保全地区の指定というのは、樹木1本1本というよりは、保全すべき貴重な樹林、民有林に、都市計画決定をして、その地区一帯を現状凍結的に保全し、一定の行為の制限をするものになります。都市計画課でやっている景観樹木の指定と特別緑地保全地区は制度的には違うものになっております。

○木下会長

高宮委員、よろしいですか。

○高宮委員

はい。

○木下会長

ただ、今の話を伺っていて、景観重要樹木というのは景観法、景観計画に基づく取組ですよね。

○高宮委員

景観もそうですけれども、これから守っていくということになっております。

○木下会長

そうですね。なので、緑の基本計画とも非常に関連してくる取組だと思いますので、すみ分けはもちろんですけれども、逆に連携できるのではないかということで、例えば、景観樹木に指定したことで、そっちからお金は出ないかもしないですけれども。

○高宮委員

今、それを検討しております。

○木下会長

そうですか。なので、その辺の連携も視野に入れられそうな気がしますけれども、どうですか。事務局のほうに伺っています。

○事務局（公園緑地課 本間係長）

今いただきました景観樹木について、所管課と意見交換は必要だと思いますが、例えば1-3の「巨樹・名木の保全」ですとか、そういう部分に位置づけができるのではないかと考えております。

○高宮委員

そうですね。

○木下会長

ほかに、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。どうぞ。

○須賀委員

公園協会で委託を受けている花壇コンテストの件で、令和5年10月2日に開催されました第3回船橋市緑化推進委員会にて、団体と個人と別枠で評価できるよう検討してくださいということでお伝えはしていたと思いましたが、その後の検討結果を教えていただきたいのと、花壇コンテストは令和7年度の目標値が55団体ということですけれども、令和7年度は、春が17団体、秋が11団体、しかも毎回応募者は同じメンバーということで、この施策についても引き続き継続されるのか。

また、ジャンボ市は我々も出ていまして、来年秋で100回を迎えると思いますけれども、出展者も来場者も減っている状況で、今後、どのような対策をされるのか。これも引き続き施策の中に盛り込んでいくとは思いますが、その辺をお聞かせ願えればと思います。

○木下会長

ありがとうございました。

事務局、いかがでしょうか。

○芝原公園緑地課長

事務局です。

花壇コンテストは、緑化推進委員会の中でもたびたび議論をしていただいております。そ

の中で、参加団体数を伸ばしていこうということで、皆様方から様々なご意見をいただいているところではございますが、今、須賀委員からもお話があつたように、団体数の伸びが低い状態が続いております。最近、特に夏場の暑さで、秋の募集されている方から花が育たないということで、なかなか出展することが少なくなつてきているという原因も一つあるかなと思っています。そういったこともありますて、団体と個人で表彰方式を分けたらどうかとか、様々なご意見をいただきましたが、現状ではまだそこまで至っていないということになっております。ですが、花壇コンテストをどうやって広げて、皆さんに周知できるかということも含めて、今回の計画に載せさせていただいているところです。

それと、ジャンボ市ですけれども、ご紹介がありましたように、来年の秋で100回目を迎える。確かに来場者が少なくなつたり、出店していただいている事業者さんも少なくなつておられますので、庁内でも意見を聞きながら、企画等を打つてみたいと考えております。楽しみにされている方がたくさんおられますので、どういったことが提供できるか継続して検討したいと考えております。

○木下会長

よろしいですか。

ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○加瀬委員

今の関連で、ジャンボ市は確かに参加者も少ないという話ですけれども、あそこは場所が悪いよね。大分前は、駄目なんだけれども、あそこに車を止められたんだよね。今、一切駄目でしょう。だから、何かもう少しこそがわったら場所を変えれば人が集まるかもしれない。やはり今、車で自由に行けるところでないと、また、買物したやつを電車で持つて帰るとか、バスで持つて帰るとなると余計です。今、ホームセンターに行けばいっぱい売っているし、だから、場所を変えるなど検討していただけると、また違ったものが見えるかもしれません。

○木下会長

ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

いくつか大変重要なご指摘をいただきました。順番にいきますと、まず、「畠地・水田の保全」のところです。「守る」の2番です。これに関して、施策の名称をどうするかところで、これはお預かりしたということです。

それから、松の立ち枯れと病害虫の話は、「巨樹・名木の保全」のところで今後可能性を検討していくということだったかと思います。

それから、「特別緑地保全地区の指定」、「特色ある公園等の整備」、「新たな運動公園の整備」のところは、引き続き継続というところだったかと思います。

また、事業者との連携だけではなくて、行政としてもしっかり公園を管理していくことやるべきことというのは、機能再編とか、地域特性に応じた維持管理というご提案をいただきましたが、これもごもっともということで、地域に合わせた公園づくりとか、特色ある公園整備とか、主に2つの「増やす」ところとも関連する話かと思いますが、これについてもご意見をいただきました。

最後は花壇コンテストですね。花壇コンテストも継続してやっていくということで、いくつか検討事項、場所の問題とか、応募枠の問題は引き続き検討ということでした。

おおむねそんなところかと思いますが、ありがとうございました。

以上の点を事務局案に追加・検討していくことで、決定とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○木下会長

ありがとうございました。

そうしましたら、本日の議事は以上となります。改めまして、ありがとうございました。

それでは、進行を事務局にお返しいたします。

○事務局（公園緑地課 関谷課長補佐）

本日は、貴重なご意見をありがとうございました。

次回、第3回委員会は3月頃の開催を予定しております。時期が迫ってまいりましたら、日程調整をさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

本日、お車でお越しの方は、駐車券に押印をいたします。ご足労をおかけいたしますが、1階の総合案内で無料処理が必要ですので、忘れずにお願いいたします。

連絡は以上となります。

○木下会長

それでは、これで第2回船橋市緑の基本計画改定委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

11時07分閉会